

- 目次
前文
第1章 総則(第1条—第5条)
第2章 福祉のまちづくりに関する施策(第6条—第15条)
第3章 生活関連施設の整備
第1節 生活関連施設の整備基準への適合等(第16条—第20条の2)
第2節 特定生活関連施設の整備(第21条—第28条)
第4章 公共車両等、公共的工作物及び住宅の整備(第29条—第30条)
第5章 石垣市福祉のまちづくり審議会(第31条)
第6章 雑則(第32条・第33条)
附則
- 石垣市は、健康で明るく住みよい福祉都市を、都市目標に宣言した「日本最南端の自然文化都市」で島の四面を海に囲まれ黒潮と太陽、天恵の大自然にはぐくまれた温暖な気候と隣近所や親戚などが助け合う共存社会、また、お年寄りをみんなで大切に作る温かい社会風土がある。このすばらしい伝統を次世代に受け継ぎ、すべての人にやさしい生活空間を保ち続けること、さらに発展させることは、私達の使命であり責務です。
「すべての人にとってやさしいまち」とは、障がいを持つ人も持たない人も、高齢者も若者も、おとなも子どもも、すべての人が人間として尊重され、健康で文化的な生活を営む権利が保障され、自由に移動することができ、社会活動に参加することができることであり、それが自然な姿です。しかしながら一方では、まちづくりに対し、誰もが住みやすく自立できるようにするための視点が十分でなかったことも反省し、これからの石垣市のまちづくりは、高齢者や障がい者等にとってやさしいまちが、すべての人にとってやさしいまちになるという認識に立ち安全かつ快適に生活できる環境基盤を整備し、豊かで潤いのある住みよい福祉のまちづくりを推進するため、この条例を制定します。
(平18条例26・一部改正)
- 第1章 総則
(目的)
第1条 この条例は、高齢者、障がい者をはじめすべての人が安心して生活し、自らの意志で自由に行動し、及び等しく社会に参加することができる地域社会を実現するために行う福祉のまちづくりに関し、石垣市(以下「市」という。)、市民及び事業者それぞれの役割と責務を明らかにするとともにまちづくりに関する施策を総合的に推進し、もって市民の福祉の増進に資することを目的とし、石垣市自治基本条例(平成21年石垣市条例第23号)第30条の規定に基づき定めるものとする。
(平18条例26・平27条例1・平28条例4・一部改正)
- (定義)
第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
(1) 高齢者、障がい者等 高齢者、障がい者、妊産婦、幼児、乳幼児を連れた人その他の者で、日常生活又は社会生活において行動上の制限を受けるものをいう。
(2) 生活関連施設 社会福祉施設、医療施設、官公庁舎、教育文化施設、商業施設、公共交通機関の施設、宿泊施設、道路、公園、駐車場、その他の多数の者の利用に供する施設で、規則に定めるものをいう。
(3) 公共車両等 一般の旅客の用に供する自動車、船舶、航空機等で規則に定めるものをいう。
(4) 公共的工作物 信号機、バスの停留所その他の多数の者の利用に供する工作物で規則に定めるものをいう。
(5) 事業者 生活関連施設を設置し、又は管理する者をいう。
(6) 施設等 生活関連施設、公共車両等及び公共的工作物をいう。
(平18条例26・一部改正)
- (市の責務)
第3条 市は、福祉のまちづくりに関する施策を策定し、これを実施する責務を有する。
2 市は、前項の施策の策定及び実施を効果的に推進するため、国、県その他公共団体及び公共的団体との連携に努めるものとする。
3 市は、自ら設置し、又は管理する生活関連施設を高齢者、障がい者等が安全かつ快適に利用できるよう率先してその整備を進め、その機能を維持し、及び保全するものとする。
(平18条例26・一部改正)
- (事業者の責務)
第4条 事業者は、地域社会の一員として、その事業内容が地域社会に緊密な影響を与えることを自覚し、積極的に福祉のまちづくりの推進に努めるとともに、市が実施する福祉のまちづくりに関する施策に協力しなければならない。
- (市民の責務)
第5条 市民は、福祉のまちづくりに関する理解を深めるとともに、市が実施する福祉のまちづくりに関する施策に協力しなければならない。
2 市民は、高齢者、障がい者等の社会生活上の利用を妨げないよう努めなければならない。
(平18条例26・一部改正)
- 第2章 福祉のまちづくりに関する施策
(施策の基本方針)
第6条 市は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる基本方針に基づき、施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。
(1) 高齢者、障がい者等をはじめすべての市民が地域社会の一員として共に生き、共に支え合う意識の高揚を図ること。
(2) 高齢者、障がい者等をはじめすべての市民が安心して快適に暮らすことのできる社会生活の場の整備を図ること。

(3) 高齢者、障がい者等をはじめすべての市民が自らの意志で自由に移動することができ、さらに誰が訪れても存分に石垣島の観光を楽しむことのできる都市環境整備の推進を図ること。

(平18条例26・一部改正)

(在宅福祉の充実)

第7条 市は、在宅福祉の重要性を認識し、高齢者、障がい者等のうち、日常生活に支障のある市民に対し、在宅での生活を支える在宅福祉サービスの充実に努めるものとする。

(平18条例26・一部改正)

(保険医療機関との連携)

第8条 市は、保健所、医師会等関係機関と連携し、健康教育の充実、健康増進体制の整備、医療機関の計画的な整備、救急医療体制の整備及び高齢者、障がい者等のための施設の整備等に努めるものとする。

(平18条例26・一部改正)

(就業機会の創出等)

第9条 事業者は、高齢者、障がい者等に対して広く就業機会の創出及び雇用関係の安定に努めるものとする。

(平18条例26・一部改正)

(勤労者福祉対策の推進)

第10条 市は、高齢者、障がい者等の就業が困難な者の就業機会の確保の支援等に努めるものとする。

(平18条例26・一部改正)

(学習機会の充実)

第11条 市は、福祉のまちづくりに関し、市民の学習機会の充実に努めるものとする。

2 市は、児童、生徒及び市民に高齢者、障がい者等に対する理解と思いやりをはぐくむための学習及び統合教育の推進に努めるものとする。

(平18条例26・一部改正)

(情報の提供等)

第12条 市は、すべての市民が福祉のまちづくりに関する理解を深めるため、必要な情報の提供及び広報に努めるものとする。

(平18条例26・一部改正)

(調査及び研究)

第13条 市は、事業者及び市民が福祉のまちづくりを効果的に推進するため、必要な調査及び研究を行うものとする。

(推進体制の整備)

第14条 市は、福祉のまちづくりを推進するための体制を整備するものとする。

(財政上の措置)

第15条 市は、福祉のまちづくりを推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第3章 生活関連施設の整備

第1節 生活関連施設の整備基準への適合等

(整備基準)

第16条 市長は、生活関連施設における不特定かつ多数の者が利用する出入口、廊下、階段、昇降機、便所、駐車場、敷地内の通路等の構造及び設備の整備について、高齢者、障がい者等が円滑に利用できるようにするための必要な基準(以下「整備基準」という。)を規則で定める。

(平18条例26・一部改正)

(整備基準への適合)

第17条 生活関連施設を新築、新設、増築、改築(以下「新築等」という。)をしようとする者(施設の用途を変更して生活関連施設としようとする者を含む。)は、当該生活関連施設を整備基準に適合させるよう努めなければならない。ただし、地形又は敷地の状況、建築物の構造、沿道の利用の状況、その他やむを得ない理由により整備基準に適合させることが困難である場合は、この限りでない。

(高齢者、障がい者等の意見聴取)

第17条の2 生活関連施設の新築等(規則で定めるものに限る。)をしようとする者は、整備基準に適合させるための措置について、高齢者、障がい者等の意見を聴くよう努めなければならない。

2 市は、自ら設置しようとする生活関連施設の新築等(規則で定めるものに限る。)について、前項の規定に定める意見を聴かななければならない。

(平18条例26・追加)

(既存施設の整備)

第18条 この条例の施行の際現に存する生活関連施設(新築等の工事中のものを含む。以下「既存施設」という。)を所有し、又は管理する者は、当該既存施設について、整備基準に適合するよう整備に努めなければならない。

(維持保全)

第19条 整備基準に適合した生活関連施設を所有し、又は管理する者は、当該適合した部分の機能を維持するよう努めなければならない。

2 市民は、高齢者、障がい者等が安全かつ快適に利用できるように整備された施設等の利用の妨げとなる行為をしてはならない。

(平18条例26・一部改正)

(適合証の交付)

第20条 事業者は、自ら設置し、又は管理する生活関連施設を整備基準に適合させたときは、市長に対し、当該生活関連施設が整備基準に適合していることを証する証票(次項において「適合証」という。)の交付を請求することができる。

2 市長は、前項の規定による請求があった場合において、当該施設が整備基準に適合していると認めるときは、当該事業者に対し適合証を交付するものとする。

(平18条例26・一部改正)

(モデル推進地区の指定)

第20条の2 市長は、福祉のまちづくりを重点的に推進する地域をモデル推進地区として指定し、生活関連施設の整備基準への適否等を促進する措置を講ずるものとする。

(平18条例26・追加)

第2節 特定生活関連施設の整備

(事前協議)

第21条 生活関連施設のうち、特に高齢者、障がい者等が円滑に利用できる施設として規則で定めるもの(以下「特定生活関連施設」という。)の新築をしようとする者(以下「特定生活関連施設設置者」という。)は、あらかじめ、その計画を市長に協議しなければならない。これを変更(規則で定める軽微な変更を除く。)しようとするときも、同様とする。

(平18条例26・一部改正)

(指導及び助言)

第22条 市長は、前条の協議があった場合において、当該協議に係る特定生活関連施設が整備基準に適合しないと認めるときは、当該特定生活関連施設設置者に対し、必要な指導及び助言を行うことができる。

(平18条例26・一部改正)

(工事完了の届出)

第23条 第21条の協議をした者は、当該協議に係る工事が完了したときは、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

(平18条例26・一部改正)

(完了検査)

第24条 市長は、前条の規定による届出があったときは、当該届出に係る特定生活関連施設が整備基準に適合しているかどうかについての状況の検査を行うものとする。

(平18条例26・一部改正)

(勧告)

第25条 市長は、第21条の規定による協議を行わずに特定生活関連施設の新築等の工事に着手した者に対し、当該協議を行うべきことを勧告することができる。

2 市長は、特定生活関連施設設置者の新築等に伴って講ずる措置が正当な理由なく、整備基準に照らして著しく不十分であると認めるときは、規則で定めるところにより、当該特定生活関連施設設置者に対し、整備基準を勧告して必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

(平18条例26・一部改正)

(公表)

第26条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、その旨及びその勧告の内容を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該公表に係る者に対し、あらかじめ当該勧告を受けた者に意見陳述の機会を与えなければならない。

(平18条例26・一部改正)

(既存特定生活関連施設の整備)

第27条 市長は、必要があると認めるときは、既存施設のうち特定生活関連施設(以下「既存特定生活関連施設」という。)の設置者又は管理者に対し、当該既存特定生活関連施設の整備基準への適合状況の報告又は整備基準に適合させるための工事の計画の提出を求めることができる。

2 市長は、前項の適合状況の報告又は整備計画の提出があったときは、当該報告をした者に対し、必要な要請又は助言を行うことができる。

(平18条例26・全改)

(立入調査)

第28条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、特定生活関連施設を所有し、又は管理する者に対し、必要な報告を求め、又はその職員に特定生活関連施設に立ち入り、当該特定生活関連施設の整備基準への適合状況を調査させることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。

(平18条例26・一部改正)

第4章 公共車両等、公共的工作物及び住宅の整備

(平18条例26・改称)

(公共車両等の整備)

第29条 公共車両等を所有し、又は管理する者は、当該車両等について、高齢者、障がい者等が安全かつ快適に利用できるよう整備しなければならない。

(平18条例26・一部改正)

(公共的工作物の整備)

第29条の2 公共的工作物の所有者又は管理者は、当該公共的工作物について、高齢者、障がい者等が安全かつ快適に利用できるよう整備に努めなければならない。

(平18条例26・追加)

(住宅の整備)

第30条 市民は、自ら所有し、又は管理する住宅について、高齢者、障がい者等が安全かつ快適に利用できるよう整備に努めなければならない。

2 住宅を供給する事業者は、高齢者、障がい者等が安全かつ快適に利用できるよう配慮された住宅の供給に努めなければならない。

(平18条例26・一部改正)

第5章 石垣市福祉のまちづくり審議会

(審議会の設置)

第31条 市における福祉のまちづくりの推進に関する基本的事項について、市長の諮問に応じ調査審議させるため、石垣市福祉のまちづくり審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

2 審議会は、次に掲げる事項について調査審議する。

(1) 福祉のまちづくりの推進計画に関する事項

(2) その他、福祉のまちづくりの推進に関する事項

3 審議会は、前項に規定する事項に関し、市長に意見を陳述することができる。

4 審議会の委員は、事業者及び高齢者、障がい者等、学識経験を有する者及び関係行政機関の職員等、広く市民のうちから、市長が委嘱し、又は任命する者をもって組織する。

5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(平18条例26・一部改正)

第6章 雑則

(国等に関する特例)

第32条 国、県、その他規則で定める者(以下「国等」という。)については、第3章第2節の規定は適用しない。ただし、国等は、特定生活関連施設の新築等をしようとするときは、あらかじめ、市長にその計画を通知しなければならない。

2 市長は、国等に対し、生活関連施設の整備基準への適合状況その他必要と認める事項について報告を求めることができる。

3 市長は、前項の規定による報告があった場合において、必要があると認めるときは、当該国等に対し、必要な措置をとるよう要請することができる。

(平18条例26・一部改正)

(規則への委任)

第33条 この条例で定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成9年10月1日から施行する。ただし、第3章及び第32条の規定は、平成10年10月1日から施行する。

附 則(平成18年条例第26号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成27年条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年条例第4号)抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。